

樹木医と歩く！
パワースポット・樹齢1500年

スノーシューで訪ねる 黄金山イチイの木



案内人 崎川 哲一さん

石川県白山市出身。北海道大学農学部森林資源科学講座終了。中学時代に縄文杉に出会い心が揺れ樹木医を目指し、25歳で北海道で最年少の樹木医となる。26歳のときに樹齢1500年のイチイと出会い、多くの人にその魅力を伝える活動を行っている。

出発日 2024年 2月11日(日・祝)

【ご旅行代金】 お一人様 14,000円(税込)

- 1名様より参加可能 ■添乗員同行 ■食事:昼食1回付 ■定員21名 ■最少催行人数17名
- 参加資格:小学5年生以上 ■バス会社:ダイコク観光バス株式会社 ■スノーシューの貸出有り(無料)

【行程】 札幌駅北口鐘の広場「四季彩館 札幌東1号店」前(7:00 出発) = 石狩市役所(7:50 出発) = 道の駅石狩『あいろ一ど厚田』(トイレ休憩) = 黄金山山麓到着・スノーシュー体験(約240分) = 昼食(約40分) = 温泉入浴(約80分) = 道の駅石狩『あいろ一ど厚田』(約15分) = 石狩市役所(17:40 下車) = 札幌駅北口鐘の広場下車(18:30)

昼食は…

地元食材を使った
特製ランチ

このツアーのために考案された
オリジナルメニュー！

※予定時間や行程は天候等の状況により変更になる場合があります。また、当日の天候状況によりツアーが実施できない場合があります。

※片道約3km、往復約4時間の道のりをスノーシューで歩きます。体力に自信のある方のご参加をお待ちしております！

※スノーウェアなど暖かい服装でご参加ください。また、温泉入浴用のタオルやバスタオル、着替え等をご持参ください。

旅行企画・実施
(お申込み・お問い合わせ)

北海道知事登録旅行業第3-721号/(一社)全国旅行業協会正会員
アミーケ・インターナショナル株式会社
TEL (0133)74-3823 FAX (0133)76-6128
北海道石狩市花川北6条1丁目57番地1

共同企画
募集型企画旅行実施可能区域
総合旅行業務取扱管理者

NPO法人 ezorock・(公社)北海道森と緑の会・浜益観光まちづくり推進協議会
札幌市 石狩市 小樽市 当別町 増毛町 新十津川町
伊藤 朱美
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。
この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

※写真やイラストはイメージです。

黄金山

浜益の象徴ともいえる黄金山は標高739.1メートルで、その姿から「黄金富士」「浜益富士」と呼ばれています。頂上からは暑寒別連峰はもとより遠くは積丹半島まで一望でき、初心者でも好適の登山コースです。平成21年7月、文化庁よりアイヌ文化に関連する名勝として指定を受けました。推定樹齢1500年のイチイの木は、登山口に向かう林道の途中にあり、林道から徒歩5分の森の中に位置しています。幹回り5メートル以上、樹高18メートルの巨木でパワースポットとして人気があります。

浜益観光まちづくり推進協議会

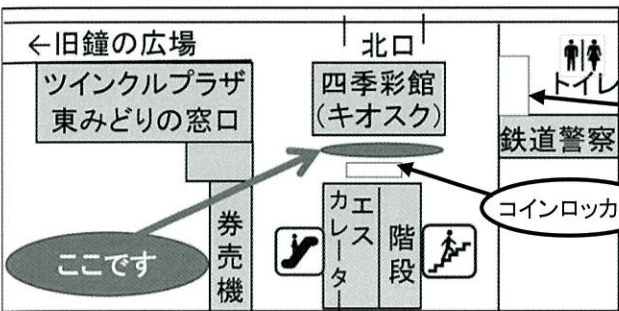
自然豊かでおいしい食べ物もいっぱい心優しい人々が住む浜益。そんな浜益の魅力をもっと知ってもらいたい、もっと訪ねてもらいたいという思いから地域住民・団体が主となって発足した協議会です。各種事業活動を展開しながら、観光によるまちづくりをおこなっています。



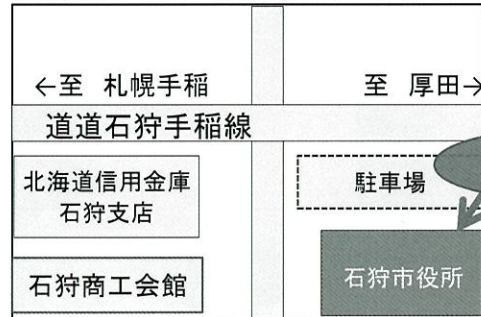
※通常はイチイの木に触れることはできませんが、主治医である崎川氏の許可を得て触れています。

■集合場所のご案内

①札幌駅北口「四季彩館 札幌東1号店」前



②石狩市役所「駐車場側玄関」前



お申込み・お問合せは
アミーケ・インターナショナル株式会社

にお電話ください

電話番号

0133-74-3823

受付 月曜～金曜 (8:30～17:30)

※業務の都合によりスタッフが不在となる場合がございます。
留守番電話にメッセージを残して頂ければ折り返し連絡申し上げます。

旅行条件[要旨] ※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

- 募集型企画旅行契約**
 - この旅行はアミーケ・インターナショナル株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
 - 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡りする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行規約(募集型企画旅行契約の部)が適用されます。
 - 当社が、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送機関等の提供する運送その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の運送を受け手が変更され、手配し、旅程を管理することを引き受けします。
- 旅行のお申し込みと旅行契約の成立**
 - (1) 当社、(2) 旅行業法で規定された「受託営業所」(以下(1)(2)を併せて「当社」といいます。))にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下記の申込金又は旅行代金の全額をお渡しいただきます。申込金は「旅行代金」(取消料)「運送料」のそれぞれ一部または全部として扱われます。また本項(3)に定める旅行契約成立前、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金(以下「申込金」といいます。))は、旅行代金の20%以上返金されます。
 - 旅行代金は、いつでも以下の表で定める取消手数料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込みの営業日・営業時間内にお申し込みをいただいた時を基準とします。
- 旅行契約の解除期日**

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行
[1] 21日前に当たる日以前の解除	無料
[2] 20日前に当たる日以降の解除(3)～(7)を除く	無料
[3] 10日前に当たる日以前の解除(4)～(7)を除く	旅行代金の20%
[4] 7日前に当たる日以降の解除(5)～(7)を除く	旅行代金の30%
[5] 旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%
[6] 旅行開始の前日の解除(7)を除く	旅行代金の50%
[7] 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%
- 旅行代金の返金**
 - 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方は、こども代金となります。

- 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日ご利用人数でご確認ください。
 - 旅行代金に含まれるもの
 - 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食料代金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等種別・サービス料等。
 - 旅行契約内容の変更
 - 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき、
 - 当社がお客様に対し、別項(1)で定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき、
 - 当社がお客様に対し、別項(1)で定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき、
 - 旅行開始後
 - 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - お客様の旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該サービスを受けるべき部分に相当する金額から当該旅行サービスに代って取消料、運送料その他の既に支払ひ、またははれもでない支払ひをしなければならぬ費用(当社の責任に帰すべき費用)を差し引いたものをお客様に払い戻します。
 - 当社による旅行契約の解除
 - 旅行開始前
 - 当社に、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件が満たされていないことが明らかになったとき、
 - お客様が病弱、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に参らねないと思われるとき、
 - お客様が旅行に遅延を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると思われるとき、
 - お客様が、旅行開始前に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき、
 - お客様の人数がパンフレットの記載した人数から1名以上不足したとき、この場合、当社は旅行開始日の前日より起算してさかのぼって13日(日帰り旅行にあっては10日)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。カ、スキーマを目的とするお客様の降参の不足により、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき、
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従っての旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれ極めて大きいとき、
 - 旅行開始後
 - お客様が第3項(3)で定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第13項(1)(1)に定める取消料に相当する額の運送料をお支払いいただきます。
 - 旅行開始後
 - 当社に、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
 - お客様が病弱、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に参らねないとき、
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらに、または同行する他の旅行者による旅行または乗船などにいって団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき、
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき、
- 当社が本項(1)の目的に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに代って取消料、運送料その他の既に支払ひ、またははれもでない支払ひをしなければならぬ費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- 当社は、本項(1)(1)のウ、アの規定に基づいて旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の旅行開始後においてお客様の負担に帰する部分に必要旅行サービスの手配を引き受けします。
- 旅程管理
 - 添乗員同行サービスには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 当社の責任及び免責事項
 - 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または手配り旅行が放棄または遅失によりお客様に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する責任を負いません。ただし、損害発生の日から起算して2年以内(当社に対して通知があったときは)に限り、
 - 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内(当社に対して通知があったときは)に限り、お客様につき15万円(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償します。
 - 個別賠償
 - 当社は、旅行契約の履行に基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)の特別賠償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に発生かつ帰国後外來の事故により、その生命、身体または手荷物の上にご乗られた1日につき20万円の損害(その賠償額として1500万円)を限度として1日につき1万円～20万円、通院見舞金として1日につき1万円～5万円を支払います。旅行品にかかる損害賠償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。
 - 個人賠償の取扱い
 - お客様とお客様の間の関係のため、2旅行中に発生したときは、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により損害を要する状態であると認められたときは、必要となる賠償額を請求することができます。この場合において、これが当社の責任に帰すべき費用ではないときは、当該賠償額に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。